

## YIELDONE®サービスにおける取り扱い媒体基準

お客様は、当社が運営するオンライン広告枠販売業務の運営・管理システム「YIELDONE®」により提供する広告取引サービス（以下「本サービス」といいます）の利用に関わる、お客様の管理運営又は取扱う媒体（以下「本媒体」といいます）が、次の各号のいずれにも該当せず、また13歳未満を対象とした媒体ではないことを保証するものとします。当社は、本媒体について、これを審査することができるものとし、本媒体が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様の本サービスの利用を拒否、停止し、又は禁止することができるものとします。なお、当該判断は全て当社が単独で行うものとし、当社はその判断の過程や根拠等を開示する義務を負わないものとします。

- (1) ポルノ、アダルト、成人向け、出会い系の内容その他性に関する露骨な表現、又はこれらの広告が掲載されている媒体
- (2) 知的財産権、著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権、プライバシーその他の第三者の権利を侵害し、又はそのおそれのある内容を含む媒体
- (3) 第三者の名誉、信用等を毀損し、又はそのおそれのある内容を含む媒体
- (4) 第三者を専ら誹謗、中傷、侮辱、威嚇、又は攻撃するような内容を含む媒体
- (5) 殺害、虐待、自殺、その他の犯罪を肯定、勧誘若しくは助長し、又はそのおそれがある内容を含む媒体
- (6) 違法薬物、脱法ドラッグ、武器及び兵器や弾薬の販売、製造等の内容を含む媒体
- (7) 醜悪、残虐又は暴力的な表現、動画又は画像等の衝撃的な内容を含む媒体
- (8) マルチ商法、無限連鎖商法、リードメール、ネットワークビジネス等にかかわる内容を含む媒体
- (9) 人種、民族、性別、信条、社会的身分、居住地、身体的特徴、病歴、教育、財産等による差別につながる内容を含む媒体
- (10) ユーザーを騙し、脅し、欺もうし、惑わせ、又は不安にさせるような内容を含む媒体
- (11) 内容が不明若しくは内容が無く、又は自動生成若しくは広告過剰等、ユーザーにとって価値がない媒体
- (12) ユーザーの設定を変更、ユーザーが求めていないウェブサイトへ転送したり、ダウンロードを開始したり、不正なソフトウェアを組み込んだり、ユーザーの操作を妨げるようなポップアップやポップアンダーを表示するような媒体
- (13) ユーザーに対して、不正にクリック行為や申込行為をさせる手法を含む媒体
- (14) ユーザーに報酬を提供することで、広告や商品のクリック、検索、ウェブサイトの閲覧、メールの閲覧を促すプログラムに関する内容を含む媒体
- (15) その他、公序良俗に反する表現、法令に抵触する表現及び社会通念上、不適切と解釈され、又はそのおそれのある表現等、当社が不適切と判断する内容を含む媒体
- (16) 一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会等の業界団体が不適切と判断する媒体
- (17) お客様又は管理運営者との連絡手段が明記されていない媒体
- (18) 業界で定めるガイドライン等に違反し、又はそのおそれのある媒体
- (19) その他当社が不適切と判断する媒体